

しまね

生衛だより



編集・発行 (公財)島根県生活衛生営業指導センター
〒690-0882 松江市大輪町414-9 423号
ホームページ : <http://www.seiei.or.jp/shimane/>

TEL (0852)26-0651
FAX (0852)26-4684
E-mail : shimanecenter@seiei.or.jp

第70号

太鼓谷稲成神社

(鹿足郡津和野町)

日本の五大稲荷に数えられています。
全国でここ太鼓谷稲成神社に限り願望成就の「成」をもって「稲成」と書き、開運厄除の守護神として年間100万人を超える参拝者があります。



新年のご挨拶

公益財団法人 島根県生活衛生営業指導センター
理事長 池上良一

あけましておめでとうございます。

皆様方には、お健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、平素から当指導センターの運営や諸事業の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は中国の景気後退やギリシャの財政破たん、イギリスのEU離脱やアメリカ大統領選挙(トランプ現象)などにより、国内企業の経営状況が大きく揺れ動かされ、先行きの不透明感が増している状況が続いています。

また、国内各地で地震や豪雨災害などが相次ぎ、被災された地域にとっては大変な一年であったと思われ、一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

県内の生衛業では、一部の地域・業態を除き厳しい経営状況が続いていますが、さらに国においては、規制改革や受動喫煙対策の強化などを進めるべく議論されており、今後の経営に大きく関わる問題も渦巻いています。

指導センターといたしましては、行政や日本政策金融公庫等、関係機関との連絡会議の開催などにより、各種情報の収集・提供及び経営指導や融資相談事業の充実を図っていく所存ですので、今後とも当指導センターへのご指導ご協力を賜りますよう重ねてお願いします。

結びに、本年が皆様方にとって明るい1年になりますことご祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

栄えある受賞おめでとうございます。

平成28年生活衛生功労者として、次の方々が栄えある表彰を受けられました。
長年にわたり生衛組合の組織強化と業界発展のために貢献されました。
これからも元氣でご活躍されることを祈念いたします。

◎厚生労働大臣表彰

生活衛生功労

兼本 要様

(美容業生活衛生同業組合 常務理事)

狩野 克弘様

(旅館ホテル生活衛生同業組合 理事)

◎全国中央会理事長表彰

石川 誓様

(飲食業生活衛生同業組合 理事長)

町谷 修二様

(食肉生活衛生同業組合 理事長)

古志 忠雄様

(クリーニング生活衛生同業組合 副理事長)

生活衛生同業組合活動推進月間

毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関・団体の協力のもと、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組みを重点的に展開することとなりました。

(主催：(一社)全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合)

今年も11月16日に各生衛組合及び指導センターに加え、行政や政策金融公庫の出席のもと、連絡会議を開催しました。

会議では各生衛組合の現状や課題等を検討するとともに、関係機関の連携強化と組合活動活性化の推進について意見交換しました。

<生衛組合に加入すると、こんな特典があります>

1. 日本政策金融公庫の融資がより有利な条件で受けられます。
2. 各生衛組合が取扱う各種保険共済制度に加入できます。
3. 各生衛組合が開催する各種講習会・研修会に参加できます。
4. 機関紙や情報誌で、業界の最新の情報を知ることができます。
5. 飲食店でのカラオケ使用料や宿泊施設のNHK受信料が割引になります。
6. その他

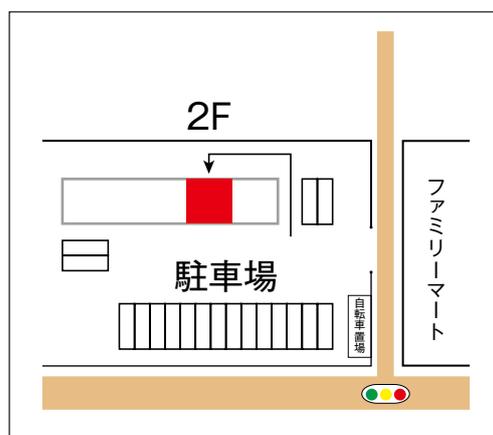
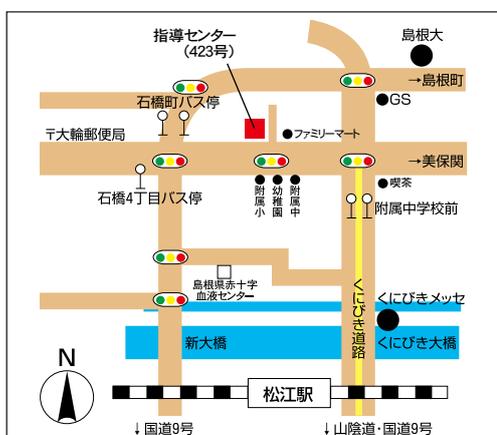
商品、原材料などを共同購入している組合では安価で仕入れができます。

県内8組合や行政、他団体等との人的ネットワークづくりができ、経営に活かすことができます。



事務所を移転しました

昨年 10 月 1 日付で下記のとおり
事務所を移転しました。



新住所：〒690-0882 松江市大輪町 414-9 423 号
TEL：0852-26-0651 Fax：0852-26-4684 (変更ありません)

日本公庫「魅力ある個店づくりセミナー」の開催

日本政策金融公庫松江支店は、生活衛生営業指導センター等支援機関と共催して10月11日(火)、松江市の「島根県民会館」において、飲食業、理・美容業など生衛業を営む方及び創業予定の方約20名を対象にセミナーを開催しました。

今回は、全国各地で飲食店や小売店を中心に個店の魅力づくりに携わっている、中小企業診断士の岩崎美紀先生をお迎えして実施しました。

セミナーのなかで岩崎先生は、繁盛店にする取り組みとして「お金をかけない、今あるものと知恵を使う、すぐ出来ることをする、やりたいことをする、続けられること」などを説明し、具体的な取り組みとして、①見える化(自店のコンセプトの見直しや店頭ボードの新設やメニュー内容の改善などをおこなう)②もてなし(もてなしのスペースをつくり人だまりをつくる工夫など)③情報発信(公式ホームページの保有やフェイスブックなどのすばやい更新など)が必要であると力説されました。

生活衛生業を取り巻く環境は、大手事業者の参入や従業員の確保難、原材料価格の上昇など厳しい状況が続いています。公庫と指導センターでは、今後とも生衛事業者の経営安定のために、融資をつうじて様々な経営情報の提供をおこないます。引き続き皆さまの積極的なご利用をお願い申し上げます。



組合トピックス

研修セミナー

外国人から見た島根の飲食店

島根県飲食業生活衛生同業組合

「皆さんこんにちは、私はファビアン・クレッツです」と緊張した面持ちでセミナーがスタートしました。ファビアン氏は、フランスはアルザス地方出身の松江市国際交流員です。私たち組合員はどんな話になるんだろう？外国人の気持ちを理解できるかな？等、半信半疑の気持ちでいっぱいでした。

フランスを中心とした欧米の飲食店スタイルの話、欧米人の飲食に対する考え方、日本と欧米との根本的な違いと、組合員は初めて聞く話に興味津々の様子でした。

まずは、日本のお店は店内が見えないので非常に入り

にくい話。ファビアン氏は、松江に引っ越して来たころアパートと職場との間に気になる居酒屋があったそうですが、どうしても一人で入店する勇気がなくて3ヶ月間唯々見つめていたそうです。ある日、同僚が初めて連れて行ってくれた時はとても興奮したとの事、今では常連として通っているようです。(島根県飲食業組合 組合員之章&外国人歓迎ステッカーを店頭に掲げて安心・安全を示しましょう)また、店主・店員さんが外国人に緊張し過ぎている話。外国人だからと言って構える事なく日本スタイルで“いらっしゃいませ”“ありがとうございました”と日本人のお客さんと同じように接してほしいです。(ここで島根県飲食業組合で作成した4か国語対応会話シートの出番です。大いに活用して、お客さんとの距離を縮めて下さい)

「おもてなし」に国境はなく、日本は日本のスタイルでお客様をお迎えする事が、一番大切であると改めて考えさせられました。



第 68 回全国理容競技大会 in 高知県へ視察

島根県理容生活衛生同業組合
広報部長 長尾 茂 登

毎年開催される我々理容業界最大のスーパーイベントである全国理容競技大会が2020年に島根県理容組合で開催予定のため、本年開催の高知大会を平成28年11月20日・21日に渡り視察に出掛けました。高知県理容組合は私たち島根県組合と同規模の組織であり、参考になることばかり。

大会当日は揃いのユニホーム（背中に“おもてなし”）に出迎えられ、会場である高知市の春野総合運動公園体育館に到着、すでに溢れんばかりの人々、島根県大会を想定しながらデータ集めに奔走、有益な情報を得ることができました。

食事には高知市で噂の「ひろめ市場」に出掛けました。ここは高知の郷土料理の飲食店・鮮魚店・精肉店・ユニークな雑貨店など60店以上が集まった商業施設で、飲食店には専用のテーブルはなく、いたる場所に配置されたテーブル（客席数500）にそれぞれのお店で買ってきた料理を持ち寄って食するスタイル。開店と同時に満席になるとのこと、その繁盛ぶりは圧巻でした。高知に行かれた折にはお奨めです。



組合トピックス

**クリーニングの日
(9月29日)**

キャンペーンを開催して
島根県クリーニング生活衛生同業組合

島根県クリーニング生活衛生同業組合は、10月30日(日)、松江市大庭町「サンライフ松江」において「クリーニングの日(9月29日)」のキャンペーンを実施しました。

当日は、平成28年12月1日からの新しい衣類の「取扱い表示」の説明、クリーニング所でのクリーニングの工程のDVDを見ていただきました。

また、同組合の松江支部組合員が講師となり、来場者に家庭で出来る染み抜きやセーターのほつれ留めなど、実際の作業を通じてプロの技を学んでいただきました。

講習会終了後には、洗剤や染抜き剤、組合加盟店で利用できるサービス券などが当たる抽選会も開催され、好評のうちにキャンペーンを終了しました。



平成28年度生活衛生経営特別相談員研修会

経営特別相談員は、生活衛生業のなかで一定の資格を有する人の中から島根県知事が原則として3年間委嘱します。

経営特別相談員の業務としては、下記のとおりとされています。

- ① 経理、税務、金融、労務等経営に関する指導
- ② 営業設備の近代化、合理化に関する指導
- ③ 「生活衛生改善貸付」に係る申請書の審査及び当該営業に関する相談、指導
- ④ 生活衛生営業の許可申請、営業届出等の手続きに関する助言、相談
- ⑤ 県(保健所等の出先機関を含む)が行う生活衛生関係営業指導に対する協力

経営特別相談員は資質向上のために年1回、島根県生活衛生営業指導センターが行う研修会を受講していただくことになっています。28年度の研修は下記の内容で実施しました。

と き 平成28年8月29日(月) ところ 島根県民会館 308会議室

1. 「繁盛店に見る事業成功のポイント」

日本政策金融公庫松江支店 支店長 浜崎 剛 氏

2. 「生活衛生改善貸付等融資制度について」

日本政策金融公庫松江支店 融資課長 宮本 大資 氏

3. 「事例紹介」

理容生活衛生同業組合 経営特別相談員 福代 一成 氏

4. 「生活衛生事業者役に役立つ各種支援制度について」

松江商工会議所中小企業相談所 所長 金井 寿彦 氏

5. 「創業計画書作成のポイント」

(公財)島根県生活衛生営業指導センター 経営指導員 杉谷 博章

島根県健康福祉部薬事衛生課からのお知らせ

加熱不足の鶏肉料理(刺身・たたき等)で食中毒が多発!

「新鮮だから安全」 ではありません!

市販鶏肉から、
カンピロバクターが高い割合で
検出されています。

20%~100%

※過去の厚生労働科学研究の結果より

鶏肉



カンピロバクターは食中毒菌です!

食中毒の症状・特徴・発生状況

- ◆症状:下痢、腹痛、発熱、嘔吐、頭痛、倦怠感など(食べてから1~7日で発症)。
- ◆感染して数週間後に「ギラン・バレー症候群※」を発症することも。
※ギラン・バレー症候群:手足の麻痺、顔面神経麻痺、呼吸困難等を起こす。
- ◆年間発生件数は病因物質別でワースト1位。(年間300件、患者数約2,000人)
- ◆菌が少量でも食品に付いていると食中毒が起こることも。
- ◆十分に加熱すればカンピロバクターは簡単に死滅。



あなたのお店は大丈夫ですか?

あなたのお店は大丈夫ですか?
生や半生状態で提供する鶏肉料理の
メニューは見直しましょう!

カンピロバクター食中毒の予防対策

- ◆鶏肉は中心部まで十分に加熱しましょう!(75℃、1分間以上)
- ◆鶏肉と他の食品は、保管場所や調理器具を分けましょう!
- ◆鶏肉を扱ったあとは、手洗いと器具の洗浄・消毒を徹底しましょう!



島根県健康福祉部薬事衛生課食品衛生グループ

(株)日本政策金融公庫生活衛生融資について

○生活衛生関係の事業を営む方への融資制度です。

飲食店営業（そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、一般飲食店）、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業、サウナ営業、その他公衆浴場業、クリーニング業を営む方々への融資制度です。

（注）生活衛生関係の事業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、国民生活に密着した営業として衛生水準の維持向上、健全な経営等が規定された事業です。

○振興事業貸付は、振興計画認定組合の組合員の方向けの制度で、生活衛生融資の一般貸付よりも、融資条件（ご融資額、ご返済期間、利率等）が有利な制度です。

<ご利用例>

振興事業貸付をご利用いただいた場合、一般貸付より利率が最大で 1.05% 有利

✓店舗改装資金として 700 万円借入れ（10 年でご返済）

～貸付制度ごとの当初 1 年間の支払額比較～



○新たに事業を始める方にもご利用いただけます。

○長期のご返済で、お利息は固定利率です。なお、お利息は、お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

〔くわしくは、下記の窓口までお気軽にお問い合わせください。〕

《お問い合わせ先》

（公財）島根県生活衛生営業指導センター ☎0852-26-0651

日本政策金融公庫松江支店（国民生活事業） ☎0852-23-2651

日本政策金融公庫浜田支店（国民生活事業） ☎0855-22-2835

ご利用いただける方（対象業種・事業規模）

○生活衛生関係の事業を営む次の事業規模に該当する方にご利用いただけます。

対象業種	事業規模（次のいずれかに該当する方）	
	資本金（会社）	従業員数（会社または個人）
飲食店営業（そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、一般飲食店） 喫茶店営業 理容業 美容業 一般公衆浴場業 サウナ営業 その他公衆浴場業	5,000 万円以下	100 人以下
食肉販売業 食鳥肉販売業 氷雪販売業	5,000 万円以下 卸売業は 1 億円以下	50 人以下 卸売業は 100 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
興行場営業	3 億円以下	100 人以下
クリーニング業	3 億円以下	300 人以下

（注）1 従業員数には、臨時の従業員（パート・アルバイト）および家族従業員を含みません。

2 その他公衆浴場（いわゆるスーパー銭湯、健康ランド等）の方は、一般貸付におけるレジオネラ症対策資金、東日本大震災復興特別貸付（震災または原発事故により直接被害を受けた方に限る）や生活衛生改善貸付（運転資金のみ）に限ります。

平成28年度健康・福祉対策推進事業(スタンプラリー事業)

「シニアの元気はシマネの元気！」を合言葉に9月～10月の2か月間、熱心に取り組んでいただいた結果、最終的に1,862名の方からの応募がありました。

11月22日に厳正なる抽選を行い、300名の方々に利用券(2,000円分)を送付しましたので、皆様のお店にも当選された方がお見えになられたかもしれません。

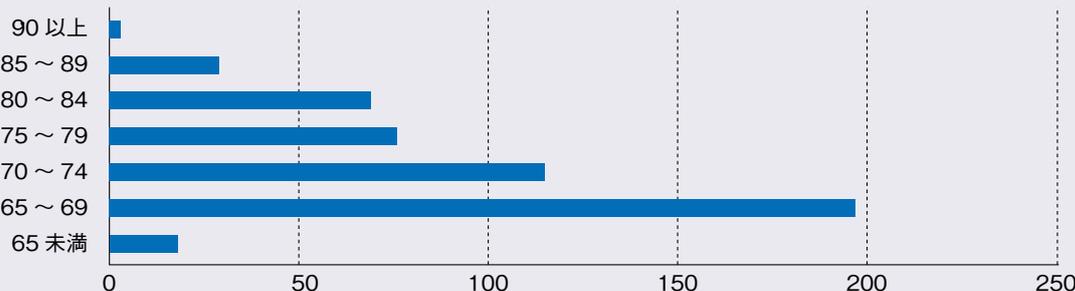
利用券の**使用期限は平成29年1月31日、清算期限は2月15日(必着)**となっていますので、期限厳守をお願いします。



～スタンプラリーアンケートの結果から～

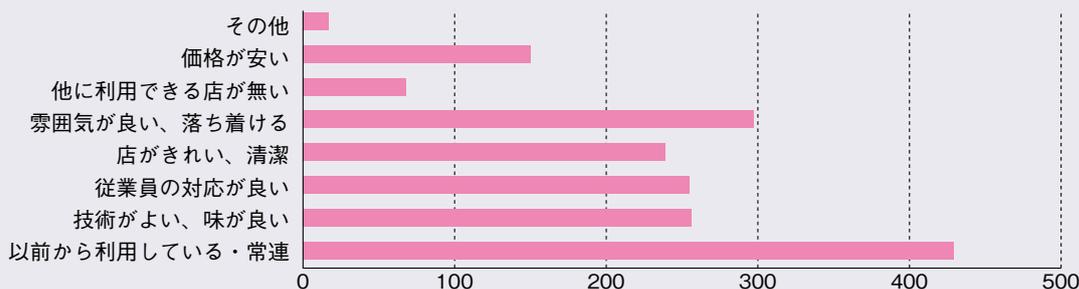
☆応募して頂いた方々の状況

- ・ 女性が1,146名(61.5%)、男性が716名(38.5%)
- ・ 65～69歳が38.8%と一番多く、次いで70～74歳(21.6%)、75～79歳(15.9%)でした。



☆お店を利用した理由(きっかけ)

- ・ 「以前から利用している・常連」が1,548名(28.2%)と一番多く、次いで「雰囲気が良い、落ち着いた」が955名(17.4%)、「従業員の対応が良い」829名(15.1%)、「技術がよい、味が良い」964名(15.0%)となりました。



生衛業の皆様営業相談室のご案内

生衛業の皆様経営の健全化・衛生水準の維持向上のため、営業相談室を設置しております。

融資相談・経営相談等お気軽にご利用下さい。

◎指導センター相談室は毎日午前10時～午後4時まで(土・日・祝祭日を除く)

◆ 指導センターの事業計画、各種研修(クリーニング師研修など)については、ホームページ(<http://www.seiei.or.jp/shimane/>)をご覧ください。